

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 4 号
受 理 年 月 日	平成23年11月24日
件 名	「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願
請願者の住所 及 び 氏 名	みどり市笠懸町阿左美2683-17 桐生民主商工会婦人部 代表 熊谷 京子
請 願 の 要 旨	中小の事業所ではこの大不況の中で人を雇う余裕などなく、事業主の妻や子どもの働きによって苦境を乗り切ろうと懸命の努力をしている。 所得税法第56条は「居住者と生計を一にする配偶者その他親族が対価の支払いを受ける場合には、その対価に相当する金額は必要経費に算入しないものとし、その親族の必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業にかかわる必要経費に算入する」（要旨）とあるように、家族従業員の賃金を必要経費として算入することができないばかりか、自営業女性の必要経費とすべきものを事業者の必要経費の中に含ませることによって、自営業女性を独立したひとりの人格として認めず、事業者（居住者）の付属物として扱うことを税法上強制している。男女共同参画が社会的な共通目標とされている今日、時代遅れの法律と言わざるを得ない。 青色申告にすれば問題はないという意見もあるが、実際に働いている人がいてその人が働いているという事実を税法上認めるかどうかという基本的人権にかかわる問題であり、「申告形式」とは無関係と考える。 すでに全国では女性税理士会ははじめ多くの税理士会で「56条は見直すべき」との声明が出されている。また300以上の自治体で廃止を求める意見書が採択されており、「所得税法第56条廃止」の世論と運動が広がっている。 以上の趣旨から、下記の事項について請願する。 記 1 所得税法第56条の廃止を求める意見書を採択していただくこと
紹 介 議 員	渡辺 修
付 託 委 員 会	総務委員会